

## 裁決評釈

### 【源泉徴収制度と確定申告制度—取り消された配当に係る所得税の源泉徴収と申告等の手続との関係】

裁判上の和解により取り消された配当に係る源泉所得税について、申告等の手続により還付を求めることはできないとした事例（平成 18 年分の所得税の更正の請求に対してされた更正をすべき理由がない旨の通知処分・棄却）

国税不服審判所平成 24 年 12 月 20 日裁決（裁決事例集 89 号）

仙台国税不服審判所長  
伊藤 義之

#### ◆SUMMARY◆

源泉徴収と確定申告を巡る関係については、最高裁平成 4 年 2 月 18 日第三小法廷判決（平成 4 年最高裁判決）により、源泉所得税と受給者の申告所得税は別個のものとして成立・確定するのであって、受給者と国との間には直接的な法律関係が生じないものとされていること（最高裁昭和 45 年 12 月 24 日第一小法廷判決）などを理由に、受給者の確定申告の際に源泉所得税の徴収・納付における過不足の精算を行うことは、所得税法の予定するところではないとして、最高裁として初めてその精算を否定する旨明示している。

ところで、相続税が課された生命保険契約等に基づく年金への所得課税の適否（いわゆる生命保険年金二重課税訴訟）について判示した最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決（本件最高裁判決）においては、もう一つの争点であった源泉徴収の適否と受領者の還付請求の可否について、所得税の申告等の手続における還付を許容する判断を示している。

本裁決は、本件最高裁判決後、当該判決を準用して源泉所得税に係る是正（更正の請求を通じた源泉所得税額相当分の還付）を求めた審査請求において、平成 4 年最高裁判決を踏まえて請求人の主張を棄却した初めての事案であり先例性も高いことから、本稿において当該事案を取り上げ、源泉徴収の法律関係や税法上の規定内容を確認するとともに、過去の主な裁判例や裁決事例をトレースし、同裁決の妥当性について検討及び検証を行うものである。

（平成 26 年 12 月 26 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1 事案の概要	238
(1) 争点	239
(2) 当事者の主張	239
イ 請求人の主張	239
ロ 原処分庁の主張	240
2 裁決の要旨	240
3 評釈	240
(1) 源泉徴収の法律関係と税法上の規定の概要	240
(2) 源泉徴収制度を巡る主な先例裁判例及び裁決事例	242
イ 最高裁昭和 45 年 12 月 24 日第一小法廷判決（民集 24 卷 13 号 2243 頁）	242
ロ 最高裁平成 4 年 2 月 18 日第三小法廷判決（民集 46 卷 2 号 77 頁）	243
ハ その他の裁判例及び裁決事例	244
ニ 最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決（民集 64 卷 5 号 1277 頁）	244
(3) 本裁決における判断の妥当性について	246
イ 法令解釈	246
ロ 当てはめ	246
ハ 結論	247

1 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、裁判上の和解により配当が取り消されたことを受けて、配当に係る収入金額は零円であり、源泉徴収をされた所得税の額は確定申告書記載の額であるから還付金の額に相当する税額が過少であるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、配当につき源泉徴収をされた所得税の額は請求人の所得税額の計算において算出所得税額から控除できないから還付金の額に相当する税額が過少である場合には当たらないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったことに対し、請求人がその処分の全部の取消しを求めた事案である。

なお、本件は、源泉徴収義務者である支払者が現金等により給与・報酬を支給する事案

ではなく、配当支給（しかも不動産を現物支給）が行われた事案であり、源泉所得税相当分を請求人が配当受領後に支払者に支払い、支払者により国へ納付が行われたのであるが、後日、支払者に対する破産手続開始決定がなされ、破産管財人による破産法上の否認権に基づき請求人らに対する訴訟提起がなされたところ、結果的に、本件和解により配当が取り消され（不動産の返還手続を取っている）、本件源泉所得税について、支払者ではなく一旦配当を受領した請求人自身の申告等の手続によって還付を求めた特異な事案であったことに留意する必要がある。

【請求人と源泉徴収義務者である支払者との関係】

請求人は、平成 18 年 10 月〇日に C 社（以下「C 社」という。）から、会社法第 453 条【株

主に対する剰余金の配当】による配当として、土地及び建物(以下「本件土地等」という。)の引渡しを受けた(以下、この配当を「本件配当」という。)

本件土地等については、D 地方法務局 e 支局において、受付年月日平成 18 年 10 月〇日、受付番号第〇〇号、原因を平成 18 年 10 月 1 日贈与とする C 社から請求人への所有権移転登記が行われたが、その後、登記原因に錯誤があったとして、受付年月日平成 18 年 11 月〇日、受付番号第〇〇号で、原因を会社法第 453 条による配当とする所有権更正登記が行われた。

請求人は、本件配当に係る源泉徴収による所得税(以下「本件源泉所得税」という。)に相当する金額を C 社に支払った。

請求人が提出した確定申告書には、「平成 18 年分配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」が添付されており、当該支払調書の「配当等の金額」欄には〇〇〇〇円、「源泉徴収税額」欄には〇〇〇〇円及び「支払者」の「名称」欄には「C 社」と記載されている。

C 社は、平成 20 年 12 月〇日に E 地方裁判所に対し破産手続開始を申し立てたところ、平成 21 年 1 月〇日に破産手続開始決定を受け、同日、E 地方裁判所は破産管財人(以下「本件破産管財人」という。)を選任した。

本件破産管財人は、破産法第 160 条【破産債権者を害する行為の否認】第 1 項第 1 号に規定する否認権を根拠として、平成 22 年 3 月〇日に請求人他 1 法人を被告とする訴訟(以下「本件訴訟」という。)を E 地方裁判所に提起した。

本件訴訟は、平成 23 年 10 月〇日に E 地方裁判所において和解(以下「本件和解」という。)が成立、終結した。本件和解の要旨は、『原告(本件破産管財人)は本件配当を取り消す、被告(請求人)は平成 18 年 10 月〇日 D 地方法務局 e 支局受付第〇〇号により本件土地等についてされている C 社から被告(請求人)

への所有権移転登記について配当取消を原因とする抹消登記手続をする。』である。

本件土地等については、平成 23 年 11 月〇日、D 地方法務局 e 支局において受付番号第〇〇号、原因を平成 23 年 10 月 27 日配当取消として請求人の所有権抹消登記がなされた。

## (1) 争点

本件源泉所得税は、本件和解後においても、所得税法第 120 条【確定所得申告】第 1 項第 5 号に規定する「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」に該当することを理由に、本件更正の請求により還付を受けることができるか否か。

## (2) 当事者の主張

### イ 請求人の主張

- (イ) 源泉徴収はあくまでも申告納税制度を補足するものとして位置付けられ、源泉徴収された税額は所得税法第 120 条第 1 項第 5 号の規定により確定申告で精算されることになる。本件場合は、所得税法第 181 条【源泉徴収義務】の規定に基づいて、本件源泉所得税が適法に徴収・納付され、請求人はそれに基づいて適法に確定申告書を提出していたところ、その後、C 社が破産手続開始決定を受け、破産管財人が訴訟を提起することとなり、本件和解が成立した結果、本件配当の全部が取り消されたものである。本件和解を受けて本件配当の全部が取り消された事実(以下「本件事実」という。)は、国税通則法(以下「通則法」という。)第 23 条【更正の請求】第 2 項第 1 号の後発的事由に該当するから、本件源泉所得税は、所得税法第 120 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて精算されるべきものである。
- (ロ) 最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決(平成 20 年(行ヒ)第 16 号)(以下「本件最高裁判決」という。)の主旨は、

課税処分の取消しであり、法的には本件と同じである。本件最高裁判決は、適法に源泉徴収されていれば年金の受給者が申告等の手続により直接還付を受けることを認めたものであり、源泉徴収義務者である生命保険会社に還付しようとするものではない。所得税法第 207 条【源泉徴収義務】の生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収の規定も同法第 181 条の利子所得及び配当所得に係る源泉徴収の規定も同じ源泉徴収体系の中にあり、源泉徴収義務の規定も同一性格のものである。本件源泉所得税は、適法に徴収・納付されていたもので、請求人は適法に平成 18 年分の確定申告を行っていたところ、判決と同一の効力を有する本件和解により本件配当が取り消されたものであるから、本件最高裁判決を準用し、請求人は本件源泉所得税を申告等の手続により精算できるものである。

## □ 原処分庁の主張

- (イ) 本件の場合、納付の時には適法な国税の納付であったものが、その後本件和解により本件配当そのものが取り消されたため、源泉徴収義務者である支払者が納付した税額が超過納付となったものであり、超過納付となった金員はその国税を納付した源泉徴収義務者たる支払者に対して還付すべきものである。したがって、本件和解後の本件配当に係る源泉所得税の額は、〇〇〇〇円ではなく零円となるから、請求人に係る所得税法第 120 条第 1 項第 5 号に規定する「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」は、社会保険庁からの年金に係る源泉徴収税額〇〇〇〇円となる。これにより、請求人の課税標準等及び税額等を計算すると、本件事実に基づき請求人の課税標準等又は税額等の計算の基礎に変更が生じているものの、通則法第 23 条第 1 項

の還付金の額に相当する税額が過少であるときに該当しない。

- (ロ) 本件最高裁判決は、所得税法第 181 条に規定する源泉徴収の対象となる配当そのものが取り消された本件とは事情を異にするものである。

## 2 裁決の要旨

請求人は、本件和解により取り消された本件配当に係る本件源泉所得税は、所得税法第 181 条の規定に基づいて適法に徴収・納税されたものであるから、適法に源泉徴収された年金について受給者が申告等の手続で精算することを認めた本件最高裁判決を準用し、申告等の手続によって精算できる旨主張する。

しかしながら、本件和解により本件配当が取り消された後は、本件配当はその支払の時点まで遡って無効となるのであるから、所得税法第 181 条の源泉徴収義務の適用対象とならず、本件源泉所得税は、同法第 120 条第 1 項第 5 号の「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」には該当しない。また、本件最高裁判決は、生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務について判断したものであり、源泉徴収義務についての法令の根拠がなくなった源泉所得税についてまでも申告等の手続においてその精算を認めたものではない。

## 3 評釈

### (1) 源泉徴収の法律関係と税法上の規定の概要

最高裁昭和 45 年 12 月 24 日第一小法廷判決は、納税告知処分を巡り、源泉所得税に関する法律関係のうち、支払者と国、支払者と受給者との間の問題に関するものであったが、受給者と国との関係に関して問題となった最高裁平成 4 年 2 月 18 日第三小法廷判決（以下「平成 4 年最高裁判決」という。）が出される以前において、国が受給者の確定申告に対して行った更正処分に対する抗告訴訟とし

て、受給者と国との関係の問題が初めて正面からクローズアップされた<sup>(4)</sup>と言われている東京高裁昭和 55 年 10 月 27 日判決（税務訴訟資料 115 号 269 頁）文中、源泉徴収の法律関係並びに受給者の所得税法上の規定における位置付けについて大要以下のとおり説示している。

「源泉徴収の法律関係について見るのに、

(一) 源泉徴収所得税を徴収して納付する義務は納税義務であり（国税通則法 15 条 1 項）、支払者が納税者の地位に立つ（同法 2 条 5 号）、(二) 同税の納税義務は、所得の支払の時に成立し（同法 15 条 2 項 2 号）、その税額は、右成立と同時に特別の手續を要しないで確定する（同法 15 条 3 項 2 号）、(三) 支払者は、源泉徴収をすべき所得を支払う際法定の所得税を徴収し、法定期限迄に国に納付しなければならない（所得税法 181 条以下）、(四) 徴収義務者たる支払者が法定納付期限までに右税を納付しないときは、税務署長は、支払者に対する納税告知によりこれを徴収するが（所得税法 221 条、国税通則法 36 条 1 項 2 号）、右納税告知処分は課税処分ではなく徴収処分であり、徴収の一段階としての履行の請求である、と解される。(五) 支払者は、源泉徴収所得税の徴収・納付義務の存否又は範囲を争って納税告知処分に対する抗告訴訟を提起し得るほか、これに合せて、又は別個に右徴収・納付義務の全部又は一部の不存確認の訴を提起することができる、(六) 支払者が、源泉徴収をしていなかった場合において、右 (四) により徴収され、又は、期限後に納付したときは、受給者に対し、その税額に相当する金額を爾後の支払分から控除するか、又は右金額を求償することができる（所得税法 222 条）、(七) 右 (四) の納税告知処分は徴収処分であって、支払者の納税義務の存否・範囲は右処分の前提問題たるにすぎないから、支払者において

これに対する不服申立をせず、又これをして排除されたとしても、受給者の源泉納税義務の存否・範囲にはいかなる影響も及し得るものではなく、従って、受給者は支払者から右 (六) の求償権の行使を受けたときは、自己において源泉納税義務を負わないこと、又はその義務の範囲を争って支払者の請求の全部又は一部を拒むことができ、又右の次の支払分からの控除を受けたときは、残余の支払のみでは債務の一部不履行であるとして、右控除にかかる債務の履行を請求することができると解される。概ねこのような法律関係にあるものと認められる。」また「右に見たような基本構造を有する、現行の源泉徴収制度の下においては、国（税務官庁）と直接の関係に立つものは支払者であって、本来の所得税納税義務者たる受給者は、制度上も法律上も国と直接の関係に立つものではないと考えられるが、この点については、更に所得税法の規定に即して検討する必要がある。まず、同法 138 条によると、確定申告に伴う受給者の還付請求が認められ、この場合受給者は国と直接の法律関係に立つというべきであるが、右はその都度適切な源泉徴収の手續が終了した後の段階で、源泉徴収された税額の合計額が、暦年経過後他の所得も合算した年間総所得に対応する算出税額を上廻る場合に、受給者に還付請求権を認めることによりその間の直截の解決調整をはかるためのものであると解される。つぎに、給与所得に係る源泉徴収においては、年末調整がなされる（同法 190 条ないし 193 条）。これは、暦年一年間に源泉徴収した所得税額の合計額と、その年中に支給された給与額について正確に（特に諸控除を勘案して）計算した所定の年税額とを、その年の最後の給与支払の際に対比して過不足を計算し、これを、過納額を生じた時は、年末の給与に対する源泉徴収税額をそれ丈減額し又は

還付し、不足額を生じたときは、年末の給与から通常の源泉徴収税額に加算して徴収することによってその間を清算調整するものであるが、これに当る者は支払者であって、受給者が直接関与することはない。最後に、受給者が同法の規定により確定申告をする場合（これに当るものは、確定申告が義務付けられている場合及び医療費控除、雑損控除を受ける場合のように年末調整が予定されていないか、右でまかなえない場合である）について考える。右確定申告においては、源泉徴収の対象となった給与等の所得は他の所得と合せて課税総所得金額を構成し、他方右給与等の所得について源泉徴収をし、又はされるべき所得税額は、算出税額から控除することとされているから（同法 120 条 1 項）、源泉徴収の段階で徴収・納付された所得税額を申告納税の段階で、改めて取込んだうえ再計算することになる。これは、所得税の確定申告においては、暦年末を基準として、年間における所得のすべてを総合して計上したうえ、税率を適用して税額を算出し、これから別途納付した税額を控除して納付すべき税額が確定することになっていることによるものであるが（いわゆる年税主義、総合課税主義、累進税率）、源泉所得税の納税義務者、その成立・確定の時期手続は右 1 にみたとおりであって、申告所得税のそれと全く異なるから、右両者は、従って右両租税債務は、法律上同一性がないものというべきである。このように源泉所得税の申告所得税との間に同一性がない以上、右再計算にあたって、両者の間の清算調整がなされ得る余地はなく、右再計算は受給者の申告所得税額を算出するための計算関係にすぎないものというべく、また、前記控除項目としての源泉徴収をし、又はされるべき所得税額とは、法上正当に徴収された、又は徴収されるべきそれを言うものと解するのが相当である。

以上のとおりであって、確定申告に際しての計算関係の中には、源泉徴収所得税の過不足を受給者の申告所得税と関連させて清算調整する機能は存しないというべきである。」（下線は筆者が挿入。）

## (2) 源泉徴収制度を巡る主な先例裁判例及び裁決事例

### イ 最高裁昭和 45 年 12 月 24 日第一小法廷判決（民集 24 卷 13 号 2243 頁）

判決要旨は以下のとおり。

- (イ) 源泉徴収による所得税についての納税の告知は、徴収処分であって課税処分ではない。
- (ロ) 支払者は、源泉徴収による所得税の徴収・納付義務の存否または範囲を争って、納税の告知（徴収処分）に対する抗告訴訟を提起することができ、また、これにあわせてまたはこれと別個に、右徴収・納付義務の存否または範囲を訴訟上確定させるため、右義務の全部または一部の不存在確認の訴を提起することができる。
- (ハ) 受給者は、源泉徴収による所得税を税務署長から徴収されまたは期限後に納付した支払者から、その税額に相当する金額につき求償権の行使を受けたときは、自己の負担すべき源泉納税義務の存否または範囲を争って、支払者の請求を拒むことができる。
- (ニ) 源泉徴収による所得税を税務署長から徴収されまたは期限後に納付した支払者の受給者に対する求償権は、右所得税の本税相当額についてのみ行使することができ、附帯税相当額には及ばない。

本判決は、源泉徴収の法律関係及びそれを巡る訴訟の形式について、支払者、受給者の権利救済を十分配慮し、詳細に説示した基本判例であると言われ、その理論構成の特色としては、納税告知を徴収処分として性格決定することにより、納税告知が確定しても、支払者の納税義務の成立と税額

が不動のものとならないことになり、受給者は支払者の支払請求(所得税法第222条)を拒みうるとして、一般論としての「行政処分の公定力」との理論的整合性を保ちつつ、本来の「源泉納税義務者」である「受給者」の権利利益の保護の要請を確保している点にあるとされている。<sup>(2)(3)</sup>

**ロ 最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決  
(民集46巻2号77頁)**

判決要旨は以下のとおり。

給与等の受給者が、支払者により誤って所得税の源泉徴収をされた場合において、当該年分の所得税の額から右誤徴収額を控除して確定申告することはできない。

本判決文中、源泉徴収制度における国と給与支払者、そして、給与所得者の三者の法律関係について明確に判示がなされているところ、判決文を引用し、これらの関係を確認する。

「右の〔筆者注・所得税法〕120条1項5号にいう『源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額』とは、所得税法の源泉徴収の規定(第四編)に基づき正当に徴収をされた又はされるべき所得税の額を意味するものであり、給与その他の所得についてその支払者がした所得税の源泉徴収に誤りがある場合に、その受給者が、右確定申告の手続において、支払者が誤って徴収した金額を算出所得税額から控除し又は右誤徴収額の全部若しくは一部の還付を受けることはできないものと解するのが相当である。ただし、所得税法上、源泉徴収による所得税(以下「源泉所得税」という。)について徴収・納付の義務を負う者は源泉徴収の対象となるべき所得の支払者とされ、原判示のとおり、その納税義務は、当該所得の受給者に係る申告所得税の納税義務とは別個のものとして成立、確定し、これと並存するものであり、そして、源泉所得税の徴

収・納付に不足がある場合には、不足分について、税務署長は源泉徴収義務者たる支払者から徴収し(221条)、支払者は源泉納税義務者たる受給者に対して求償すべきものとされており(222条)、また、源泉所得税の徴収・納付に誤りがある場合には、支払者は国に対し当該誤納金の還付を請求することができ(国税通則法56条)、他方、受給者は、何ら特別の手続を経ることを要せず直ちに支払者に対し、本来の債務の一部不履行を理由として、誤って徴収された金額の支払を直接に請求することができるのである(最高裁昭和43年(オ)第258号同45年12月24日第一小法廷判決・民集24巻13号2243頁参照)。このように、源泉所得税と申告所得税との各租税債務の間には同一性がなく、源泉所得税の納税に関しては、国と法律関係を有するのは支払者のみで、受給者との間には直接の法律関係を生じないものとされていることからすれば、前記源泉徴収税額の控除の規定は、申告により納付すべき税額の計算に当たり、算出所得税額から右源泉徴収の規定に基づき徴収すべきものとされている所得税の額を控除することとし、これにより源泉徴収制度との調整を図る趣旨のものとして解されるのであり、右税額の計算に当たり、源泉所得税の徴収・納付における過不足の清算を行うことは、所得税法の予定するところではないのみならず、給与等の支払を受けるに当たり誤って源泉徴収をされた(給与等を不当に一部天引控除された)受給者は、その不足分を即時かつ直接に支払者に請求して追加支払を受ければ足りるのであるから、右のように解しても、その者の権利救済上支障は生じないものといわなければならない。」

本判決は、解釈上疑義のあった所得税法

第120条第1項第5号の「源泉徴収をされた又はされるべき金額」という文言の意義についての解釈を示しつつ、源泉所得税と受給者の申告所得税は別個のものとして成立・確定するのであってその間に同一性がないこと、また、源泉所得税の納税に関して支払者のみが国と法律関係を有するのであって、受給者と国との間には直接的な法律関係が生じないものとされていること

(最高裁昭和45年12月24日第一小法廷判決・民集24巻13号2243頁)などを理由に、受給者の確定申告の際に「源泉所得税の徴収・納付における過不足の清算を行うことは、所得税法の予定するところではない」として、確定申告時における源泉所得税の徴収・納付に係る過不足額の精算が否定される(消極説)ことを最高裁判所として初めて明示し、学説上は積極説が多数占めていた中で、実務上の解釈の争いに一応の決着をつけたものと言われている。(4) (5) (6)

#### ハ その他の裁判例及び裁決事例

(イ) 岡山地裁平成16年3月23日判決(税資254号順号9604)

「仮に原告の主張するように、原告が支払者に対し源泉徴収の誤徴収部分につき返還請求しても支払者が容易に応じないと予想される場合であったとしても、それは支払者と受給者間の事実上の問題であって、そもそも、原告は、国に対し、直接その清算を求める返還請求権を有しないのであるから、原告の主張[筆者注・所得税法120条1項5号の「控除すべき源泉徴収税額」は「現実に徴収された源泉徴収税額」であるとするもの]は採用できない。」

(ロ) 国税不服審判所平成18年11月27日裁決(裁決事例集72巻246頁)

「所得税法第120条第1項第3号に掲げる算出所得税額から控除すべき同項第5

号に規定する『源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額』とは、所得税法の源泉徴収の規定に基づき、正当に徴収された又はされるべき所得税の額を意味するものであり、給与その他の所得についてその支払者がした所得税の源泉徴収に誤りがある場合に、その受給者が、所得税の確定申告の手続において、支払者が誤って徴収した金額を算出所得税額から控除し又は誤徴収額の全部若しくは一部の還付を受けることはできないと解するのが相当である(最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決・民集46巻2号77頁参照)。」

(ハ) 国税不服審判所平成19年1月12日裁決(裁決事例集73巻312頁)

「源泉所得税の納税に関し、国と法律関係を有するのは徴収義務者のみで、その所得の受給者との間には直接の法律関係を生じるものではなく、また、その所得の受給者が徴収されるべき源泉所得税を確定申告により納税することはできないのであるから、受給者の確定申告によって、請求人の源泉徴収義務が消滅することはない。」

#### 二 最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決(民集64巻5号1277頁)

判決要旨(但し、源泉徴収関係部分のみ抜粋)は以下のとおり。

所得税法(平成18年法律第10号による改正前のもの)第207条所定の生命保険契約等に基づく年金の支払をする者は、当該年金が同法の定める所得として所得税の課税対象となるか否かにかかわらず、その支払の際、その年金について同法第208条所定の金額を徴収し、これを所得税として国に納付する義務を負う。

本件最高裁判決は、年金払特約付き生命保険契約の被保険者兼保険料負担者であった夫の死亡により、保険会社からの保険金



としての年金の支払を受けた妻X（原告・被控訴人・上告人）が、税務署長からその年金に対して所得税を課す旨の更正処分を受けたため、当該年金は相続税法第3条【相続又は遺贈により取得したものとみなす場合】第1項第1号のみなし相続財産として所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）第9条【非課税所得】第1項第15号（現第16号）の非課税所得に当たると主張して、その取消しを求めた事件（いわゆる生命保険年金二重課税訴訟）である。国側は、仮に当該年金に所得税を課すことができないとした場合には、生命保険会社が本件年金についてした源泉徴収は誤りであったことになり、Xの申告所得税の計算に当たってその誤って徴収された金額を差し引くことはできない（Xとしては生命保険会社に対して誤徴収額相当の未払年金の支払を請求すべきである）から、このことを前提として計算しなせば当該更正処分は結果的に適法なものとなると主張した。この主張に対し、本件最高裁判決は、上記判決要旨のとおり判断を示し、生命保険会社が本件年金についてした源泉徴収は適法であって、Xの申告所得税の計算に当たりその徴収金額を差し引くことは許されるとした。

そのため、本件最高裁判決が、確定申告時における源泉所得税の徴収・納付に係る過不足額の精算を否定した平成4年最高裁判決と相反する判断なのではないか、平成4年最高裁判決の射程は及ばないのかといった種々の議論や判例評釈があるが、本件最高裁判決は、生命保険会社が源泉徴収した額は、適法に支払がなされた年金に対し所得税法の規定に基づき正当に徴収された所得税の額であると判断した上で、確定申告時の精算を認めているのであって、この点からすれば、平成4年最高裁判決の事案は、支払者が誤って法令の根拠なく源泉

徴収をしたことになるから、適法に源泉徴収が行われた本件とは事案が異なると判断したものと考えられる<sup>9)</sup>ほか、本件最高裁判決は、支払者にとって源泉徴収の対象となるものと受給者にとって所得税の課税対象となるものとの間における乖離を認めた上で、支払者が正しく所得税法第207条にしたがって源泉徴収している金額は、それが受給者にとって課税所得となるか否かを問わず、「所得税法の源泉徴収の規定（第4編）に基づき正当に徴収された又はされるべき所得税の額」であるという論理にしたがって、確定申告時における源泉所得税の徴収・納付に係る過不足額の精算を認めたものであって、本判決の判示を否定するものではない<sup>10)</sup>との見解がある。

なお、その判断理由について、最高裁調査官は、①給与所得等に関する所得税法183条1項等の規定が源泉徴収の対象を同法の定める課税所得に限る旨を明示しているのに対し、同法207条の規定がその旨を明示していないという文理上の理由と、②本判決の考え方によれば、生命保険契約等に基づく年金の中に所得税が課される年金とそうでない年金とがあり、更に1つの年金の中にも所得税の課税対象となる部分とそうでない部分とがあることになり、これらを細かく仕分けさせることが支払者の手間と費用を増大させる結果にもなりかねないことから、一律に所得税法207条、208条を適用し、確定申告において個別に精算させるのが相当であるとの実質上の理由によるものと考えられる<sup>10)</sup>と述べている。

また、本件最高裁判決の判断については、源泉徴収制度の基本ないし所得税法等の各規定（特に所得税法第120条第1項第5号）との関係において問題であるのみならず、「非課税であるのに、何故、源泉徴収の対象となり、その還付を受けるために、別途、確定申告の手続を採らねばならないのか。」

という素朴な納税者感情からの疑問があり、支払者（源泉徴収義務者）と受給者（源泉納税義務者）との間で、年金債務の履行に関わる紛争を生じるおそれがあるなどのことからすると、生命保険契約等に基づく年金の支払に係る源泉徴収に関し、その廃止を含め、早急に手当をする必要があるように思われる〔筆者注・実際、平成 23 年度税制改正により生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務を定めた所得税法第 207 条の例外規定としての同法第 209 条【源泉徴収を要しない年金】が改正措置済〕<sup>(10)</sup>とする見解、もともと所得税法の定める源泉徴収制度が、所得税の前どりの制度であることにかんがみ、支払う年金のうち、所得税法の対象となる部分についてのみ源泉徴収義務が生ずると解すべきである<sup>(11)</sup>といった見解もある。

### (3) 本裁判における判断の妥当性について

#### イ 法令解釈

本裁判の法令解釈では、所得税法第 120 条第 1 項第 5 号の趣旨として、平成 4 年最高裁判決を引用し、「所得税法第 120 条第 1 項第 5 号にいう『源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額』とは、所得税法の源泉徴収の規定に基づき正当に徴収をされた又はされるべき所得税の額を意味するものであり、給与その他の所得についてその支払者がした所得税の源泉徴収に誤りがある場合に、その受給者が、所得税の確定申告の手続において、支払者が誤って徴収した金額を算出所得税額から控除し又は当該誤徴収額の全部若しくは一部の還付を受けることはできないと解するのが相当である。」と述べ、更に、源泉徴収と確定申告との関係に関し、同様に平成 4 年最高裁判決を引用し、「所得税法上、源泉所得税について徴収・納税の義務を負う者は源泉徴収の対象となるべき所得の支払者とされ、その納税

義務は、当該所得の受給者に係る申告所得税の納税義務とは別個のものとして成立、確定し、これと並存するものであり、そして、源泉所得税の徴収・納付に不足がある場合には、不足分について、税務署長は源泉徴収義務者たる支払者から徴収し（所得税法第 221 条）、支払者は源泉納税義務者たる受給者に対して求償すべきものとされており（同法第 222 条）、また、源泉所得税の徴収・納付に誤りがある場合には、支払者は国に対し当該誤納金の還付を請求することができ（国税通則法第 56 条）、他方、受給者は、何ら特別の手続を経ることを要せず直ちに支払者に対し、本来の債務の一部不履行を理由として、誤って徴収された金額の支払を直接に請求することができる。」と述べており、相当である。

そして、最後に、生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務について判断した本件最高裁判決を確認的に引用している。

#### ロ 当てはめ

本裁判では、「本件和解により本件配当が取り消された後は、本件配当は当該支払の時点に遡って無効となっており、本件配当には所得税法第 24 条第 1 項が適用されない。そして、同法第 181 条は同条が適用される源泉徴収の対象である配当を『第 24 条第 1 項（配当所得）に規定する配当等』と規定していることから、本件配当は同法第 181 条の適用対象にもならない」とした上で、上記の法令解釈のとおり、平成 4 年最高裁判決に当てはめ、「所得税法第 120 条第 1 項第 5 号にいう『源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額』とは、所得税法の源泉徴収の規定に基づき正当に徴収をされた又はされるべき所得税の額を意味すると解され、本件和解後においては、本件配当は源泉徴収の対象とならないことから、本件源泉所得税は同号に規定する『源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額』に該当

しない」と判断しており、相当である。

また、本判決では、請求人の主張に対して、大要、次のとおり説示の上、排斥している。「②本件最高裁判決の要旨は、・・・同法第 207 条は同条が適用される源泉徴収の対象である年金を『第 76 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで（生命保険料控除）に掲げる契約、第 77 条第 2 項（損害保険料控除）に規定する損害保険契約等その他政令で定める年金に係る契約に基づく年金』と規定し、初回分年金は同法第 207 条が適用される年金に該当するから、その支払をする者は、初回分年金が同法第 9 条の規定に該当するか否かに関わらず、その支払の際、その年金について同法第 208 条所定の金額を徴収し、これを国に納付する義務を負い、当該年金受給者が所得税の申告等の手続においてその徴収された税額を算出所得税額から控除し又はその全部若しくは一部の還付を受けることは許されるとしたものであり、同法第 207 条の源泉徴収義務について判断したものである。」として、本件最高裁判決との事件との相違性を述べ、そして、本件は、本件配当が当初から無効となったことから源泉徴収についての法令の根拠がなくなった場合であり、年金の支払自体は無効とはなっていない本件最高裁判決とでは事情を異にしており、「本件最高裁判決が、源泉徴収義務についての法令の根拠がなくなった源泉所得税についても所得税の申告等の手続においてその精算を認めたものではないことは明らかである。」旨説示しているのは相当である。

なお、本判決に係る審判所の判断について、平成 4 年最高裁判決及びそれ以後の課税実務等の潮流に従うものといえ、現行制度上、首肯せざるを得ないものとする、[また、]請求人が本件最高裁判決を引き合いに自己の正当性を主張したことについては、(裁決書に)説示されたとおり、本判決

に係る事案が本件最高裁判決の射程外であることを示した点は意義があるものといえる、との実務家からの見解がある。(12)

## ハ 結論

本判決は、源泉徴収と確定申告との関係についての問題（具体的には、支払者による源泉徴収の過程で生じた過不足額を受給者がその確定申告の際に精算・是正することができるか否か）を含んだ事件について、本件最高裁判決後、当該判決を準用して源泉所得税に係る是正を求めた審査請求において、本件は、年金の支払い自体は無効となっていない本件最高裁判決とでは事情が異なり、本件最高裁判決は、生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務について判断したものであり、本件配当が当初から無効となったことから源泉徴収についての法令の根拠が無くなったのであるから、そもそも所得税法第 181 条の源泉徴収義務の適用対象とはならず、従って、本件源泉所得税は、同法第 120 条第 1 項第 5 号の「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」に該当しないこととなり、これを申告等の手続により精算することはできないとして請求人の主張を棄却した初めての事案であったが、上記のこれ迄の検討結果を踏まえると本判決の結論は妥当と考えられる。

なお、冒頭の「1 事案の概要」でも触れたとおり、本事案は、特異な事案であり、請求人は、何らかの事由で、支払者に対する本件源泉所得税の返還請求が事実上困難であったため、更正の請求に至ったものと推察されるとともに、本件和解の際の本件源泉所得税に係る取決め（和解条項・清算条項や権利放棄条項など）がどのようなものであったかも必ずしも明らかではなく、破産法上の取扱も含めて検討を要する課題を内包する事例であったと考えられる。

本件のような事例は、金子教授が述べている「徴収納付された租税は、性質上は納

税義務者の負担に属するものといえるから、徴収納付義務者に請求することが不可能ないし困難な場合（例えば、徴収納付義務者である法人が解散してしまった場合、破産手続において源泉徴収がなされた場合等）は、例外的に直接国に対して還付を請求等できると解すべき。」<sup>(13)</sup>事例に該当しうるものと考えられ、私見ではあるが、あくまで例外的な措置としての制度的な手当が必要との見解も同意し得るところである。

(12) 寺澤典洋「確定申告制度における過誤納された源泉所得税の取扱い ー平成 24 年 12 月 20 日裁決」税務弘報 (2013.12) 143 頁。

(13) 金子・前掲注(11)840 頁。

- 
- (1) 石原直樹「給与等の受給者が支払者により誤って源泉徴収をされた金額を税額から控除して確定申告をすることの可否 (平成 5 年度主要民事判例解説)」判例タイムズNo.852 (1994.9.25) 282 頁。
- (2) 高木光「源泉徴収の法律関係と納税の告知」租税判例百選 (第 5 版) 別冊ジュリストNo.207 (2011.12.25) 206 頁。
- (3) 木村弘之亮「納税告知」行政判例百選 I (第 4 版) 別冊ジュリストNo.150 (1999.2) 136 頁。
- (4) 青柳馨「給与等の受給者が支払者により誤って源泉徴収をされた金額を税額から控除して確定申告をすることの可否」最判解民事篇平成 4 年度 46 頁。
- (5) 石原・前掲注(1)282 頁。
- (6) 吉村典久「源泉徴収と確定申告」租税判例百選 (第 5 版) 別冊ジュリストNo.207 (2011.12.25) 208 頁。
- (7) 澤田久文「年金型生命保険に対する相続税と所得税の課税関係に関する最高裁判決 (最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決)」法律のひろば 2010.11 号 43 頁。
- (8) 吉村・前掲注(6)208 頁。
- (9) 古田孝夫「時の判例」ジュリストNo.1423 (2011.6.1) 100 頁。
- (10) 佐藤孝一「所得税法 207 条所定の年金の支払者は源泉徴収義務を負う旨判示した最高裁判決 (年金二重課税事件) ー源泉徴収との関係からの検討」税務事例 Vol.43 No.4 (2011.4) 7 頁。
- (11) 金子宏『租税法 (第 19 版)』(弘文堂 2014.4.15) 835 頁。